

自立的地域活用再生エネルギー導入等計画の認定及び導入支援制度を実施しています

<令和6年6月17日以降の計画認定者から補助内容を変更する予定です>

京都府では、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、中小事業者等による府内での自立型再生可能エネルギーの導入促進を目指し、設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度(税制優遇(事業税の減免)や補助制度)を行っています。本制度を活用し、事業所における自立型再生可能エネルギーの導入をご検討ください。

計画認定(詳細は京都府ホームページをご確認ください)

申請期間	随時受付
申請方法	所定の様式に必要な事項を記入し、添付書類を提出
申請先	京都府総合政策環境部附設炭素社会推進課

導入支援制度(税・補助金)

	対象事業①(条例第19条第1項第1号)	対象事業②(条例第19条第1項第2号)
対象者	中小企業者(資本金の額1億円以下)、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、個人事業者等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が定める団体
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設し、 <u>自己消費を目的として発電を行う事業</u> ※自己消費を目的とするため、FITによる全量売電は認められません。	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象設備	再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)及び効率的利用設備(蓄電池・EMS等)	再生可能エネルギー設備(<u>太陽光発電設備は対象外</u>)
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を受けることができます※1	
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価額の1/3(上限1,000万円) ※ <u>計画認定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</u>	
補助金※2	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・補助対象経費の1/3(上限400万円) ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3種を導入する場合は補助対象経費の1/2(上限400万円)	

※1 1事業者につき、認定は1回限りとします。また、当該支援制度は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域別炭素移行・再生エネルギー推進交付金)を使用していない京都府以外(国や市町村等)の補助制度等と併用することが可能です。ただし、詳細は各補助制度等の諸条件を確認ください。

※2 以上の内容については令和6年6月14日までに計画認定を受けられる方が対象となります。

※3 補助金については、予算の範囲内で実施するため、計画認定を受けたとしても、令和6年度及び令和7年度の実施(申請や交付決定等)を確約するものではありません。

※4 詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 京都府総合政策環境部附設炭素社会推進課

電話：075-414-4298

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の策定・申請

京 都 府

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定

※計画認定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

事業税の減免

補助金

補助金交付申請

交付決定

計画に基づく設備導入・設置完了

事業税減免申請

設置完了報告書

検査

事業税減免額の確定

補助金額の確定

事業税の減免

補助金の交付